【東個協ホームページ】
www.toukokyo.or.jp
組合員ページの閲覧は、「組合員の皆様へ」を選び、ユーザー名に「04567」と入力を！
※パスワード入力不要

東個協ニュース

発行人
東京都個人タクシー協同組合
理事長　櫻井 敬寛
〒164-0013 東京都中野区弥生町5-6-6
個人タクシー会館
TEL　（3384）１３５１代表
FAX　（3382）２１９１
組合員数 5,076人　（6月1日現在）

東個協第59回／共済事務組合第51回 通常総代会開催

諸問題と向き合いながら 東個協の未来を創る

5月26日（月）午前10時より、東京都個人タクシー協同組合第59回通常総代会並びに東京都個人タクシー共済事務組合第51回通常総代会が、個人タクシー会館大会議室で開催された。総代総数120名中、出席総代98名、委任状により代理出席した総代11名、書面議決書により議決権の行使をされた総代8名、合計117名の出席で、総代会は定足数を満たし規定通り成立した。

ここでは、総代会冒頭に行われた来賓5氏の挨拶（一部抜粋）をお伝えする。

自由民主党所属 衆議院議員 平沢 勝栄氏

色々な所での挨拶で言わせていただいている話だが、「イギリスでは誇りに思っているものが3つある」と言われている。1つ目は皇室、2つ目がとさか型のヘルメットをかぶった警察、3つ目がタクシーである。イギリスのオースチン型のタクシーは大変評判がいい。なぜ評判がいいかというと、道を正確に知っていて、絶対にごまかさない、そして大変に親切だということで、長年に亘って培われた信頼がある。どうぞ皆さん方もイギリスのタクシーに負けることなく「日本のタクシーこそ世界一」だと言われるように、ご尽力いただきたいと思う。

去年の4月から日本版ライドシェアが始まってはいるが、アメリカ型のフルのライドシェア、こちらを私たちは絶対に許すわけにはいかない。現在、個人タクシーを応援する議員連盟には40名ほどの議員がいるが、万が一の場合には私たち全員が立ち上がる。一致結束して大きな力となり、このライドシェアをはじめとした問題の解決に当たりたい。他にもいろいろな規制が行われているが、時代に合わない、変えた方がいいものについては、会合などで国土交通省から説明を聞くなど、目を光らせていかなければいけないと考えている。いずれにしても、私たちはこれからも皆さんの立場に立って動くので、ぜひさまざまなご意見をお聞かせいただきたいと思う。

自由民主党所属 経済安全保障担当大臣 城内 実氏

私が事務局長として個人タクシーを応援する議員連盟を作ってからもう十数年経ったわけだが、国交省にもいろいろと検討していただいて、百点満点ではないが、少しずつ改善すべきところは改善されつつある。ただ、十分でないということを私自身も強く感じているので、しっかりと皆様の声を伺って前進させるところは前進させるように頑張っていきたいと思う。

さて、4月22日の議員連盟の総会で要望をいくつか賜わったが、米国型ライドシェアの阻止については、やはり安全安心の問題、そして事故が起きた時の責任の問題、そして労働環境がきちんと確保できるのかといった観点から、しっかりと取り組んで、個人タクシー事業者の皆様が、仕事ができなくならないようにすることが非常に大事だと思っている。また75歳の事業許可の特例延長については、鶴田局長から「運行管理を自ら行う個人タクシーがどこまで健康面のチェックできるか、非常に難しい問題があるけれども検討していきたい」という回答があった。また前進があったのは新規免許の申請の通年受付についてである。鶴田局長から「行政手続き上の工夫でなんとかなるかもしれない」という比較的前向きな回答を得たところである。

いずれにしても全国の個人タクシー事業者は現在2・2万人と激減しており、このままいくと10年後には1万人を切ってしまう。そうなると協同組合として維持ができなくなり、個人タクシーが全部ばらばらとなって統率が取れない形となってしまう。だからこそしっかりと協同組合を維持できる数が必要であり、そのためにやはり75歳の事業許可の特例延長、運転経歴要件10年以上の緩和についてもなんとか前進させたいと思っている。平沢議連会長のお力をしっかりとお借りしながら、突破力のある赤池事務局長代行とも手を携えて頑張るので、どうか変わらぬご指導ご支援をよろしくお願い申し上げる。

関東運輸局 自動車交通部長 矢吹 尚子氏

昨年度は関東運輸局としても個人タクシーの仕事を巡って大きな変化を感じた一年であった。新規許可枠に加えて昨年5月に地理試験の廃止ということで、令和5年度と比べて3倍程度の申請をいただいた。先月には今年度の新規許可枠の公示をし、５００を超える枠があるということで、引き続き譲渡譲受と新規許可枠をぜひご活用いただくようお願いする。個人タクシーを選ばれて業界に入られる方がいるというのは、全てのタクシードライバーの皆様にとって、大きなキャリアパスの一つになる。我々も引き続きご申請に対し迅速に手続きを進められるように取り組んでいきたいと思う。

国土交通省としては、昨年から交通空白解消へ取り組んでいる。都内でも地域においていろいろな交通課題を自治体の皆様からお話を聞くことがある。個人タクシーの皆様も、地域の声をよく聞いていただいて、協力できるところがあればぜひ協力をしていただきたい。

今年は都内だとタクシーの死亡事故が1件と、昨年、一昨年と比べると少し減少傾向にはあるが、緑ナンバー全体で見ると、今年に入っても重大事故が残念ながら生じてしまっている。またドライバーの健康起因の事故が散見されるところでもあり、引き続きご自身の体調管理も含めて安心安全に万全を期していただくよう、よろしくお願いする。

公益財団法人 東京タクシーセンター 常務理事　安田 克己氏

現在、規制改革推進会議のライドシェア推進派の動きから目を離せない状況の中、タクシー業界では法人を中心に雇用の促進、日本版ライドシェアが全国に拡大しているところである。国交省による新規許可枠、交通空白地解消の取り組みも着々と進んでいる。特に東京特別区・武三地区等においては、年末年始、またゴールデンウィークの期間中においても、羽田空港や東京駅といった主要ターミナルのタクシー乗り場での需要は旺盛でありながら、供給力不足というような状況は全く見受けられることがなかった。供給力の確保に引き続きご協力いただけるよう、よろしくお願い申し上げる。

タクシーセンターの運転者証の交付数は令和5年度から法人事業者で増加傾向にあり、コロナ禍には4万８０００まで減っていたが、先月の4月末時点において5万３６００まで回復している。個人タクシー業界でも、新規枠の特例枠が設けられ、事業者数が15年ぶりに増加したという報道が先日あったばかりであるが、事業者団体の皆様一丸となってご苦労、ご支援あったかと思う。更なる加入者の増加というのはなかなか簡単ではないとは思うが、せっかくの制度でもあるので、引き続き新規許可枠の活用にご尽力いただきたいと思う。

東京都中小企業団体中央会 事務局次長　木下 博文氏

中小企業を取り巻く経営環境は、エネルギーコストや労務費の上昇、経営者の高齢化に伴う事業承継問題、深刻化する人材不足など、様々な経営課題を抱えて厳しい状況にある。加えて17年ぶりの政策金利の引き上げやトランプ関税など、先行きの不透明感が更に増しているという状況である。貴組合の総代会資料を拝見すると、業界を取り巻く様々な問題、課題に対して組合員が安心して事業を維持継続できるよう、部会などのプロジェクトチームを組んで挑まれているのが伺える。どうか引き続き組合の基本原則である相互扶助の精神のもと、組合員活動をさらに充実させ、安心と信頼のでんでん虫のブランド価値をさらに向上させ、個々の組合員の繁栄につなげていただければと思う。東京都中央会としても組合及び組合員の事業継続や発展のため、組合に対する支援策をさらに充実させ、伴走型での支援の強化を行う所存である。

東個協／共済事務組合通常総代会の焦点
組合員数維持のための取り組みを強化

東個協第59回通常総代会並びに共済事務組合第51回通常総代会の議長に、辻村信二総代（板一）、小杉昌彦総代（世二）、関屋總明総代（武三）の3氏を選任して議案の審議に入った。その内容を要約してお知らせする。

櫻井理事長挨拶

私が東個協に入った時、東個協の組合員は1万2千名いたが、令和7年4月1日現在、5101名と半分以下になってしまった。令和10年までは新規枠があるが、今年も500名ほどの枠があるものの、現在のところ130名程しか埋まる予定がない。それを何とか皆さんのお力をいただきながら1名でも増やしていくという形で運営をしていかないと、大変なことになってしまう。ライドシェアの問題等でタクシー不足だけが大きく騒がれているが、実際には電車やバスの運転手も含め全体的な運転手不足が深刻化している。また、ここ数年でインボイスの開始など、色々な問題が山積している。この令和7年はこれらの問題を皆さんと一緒に解決し、乗り越えていかなければならない年になると思っている。我々は総代の皆さんの建設的なご意見をいただきながら運営をしていく所存である。どうか本日はよろしくお願いする。

総代会議案審議

第1号議案
令和6年度事業報告書及び決算関係書類承認の件

石田常務が書面提案にしたいと諮り、了承された。

総代より次の質疑・要望があった。

①羽田空港国際線のタクシー乗降場について「タクシーの降車場だが、時間帯や曜日により駐車車両が多くてお客様を降ろすスペースがない。三重駐車をしてお客様を降ろすというような状況で非常に危険を伴う。パトカーが来て注意をしているが、パトカーがいなくなるとまた駐車車両が戻ってしまう。またタクシー乗り場では、緑ナンバーのハイヤーが白タク行為をしており、タクシーを待つお客様が場合によっては30分以上乗車にかかるようなことがある。東個協としても関係機関と連携して安全確保等の対策をしていただきたいと強く要望する」、②本部の請求書管理のシステムについて「システム自体はインボイス対応などのバージョンアップもされてきたということだが、私の知る限りではそのシステムを実際使っている支部は1つだけである。この請求書管理システムの管理や保守にどれくらい費用が掛かっているのか、またこのシステムの導入を検討しているが、実際に使うには入金処理のやり方や集計表示の仕組みなど、支部運用に合っていない部分があり、導入に踏み切れていない。これらの点についてぜひ前向きに改善をご検討いただきたい」

それぞれについて、以下の答弁があった。

水野副理事長より①について「羽田空港の乗り場及び降車場に関しては、東個協だけの問題ではなく業界全体の問題ということで、上部団体の東京都個人タクシー協会が出席できるタクシーセンターの会議の方で現状の説明等をさせていただければと思う」、石田常務より②について「現状は月額40万500円かかっている。導入しやすいように改善を行い、もっと支部へと広めていきたいと思う」

質疑応答のあと採決し、絶対多数の賛成を得て可決された。

第2号議案
組合員除名承認の件

高橋専務が状況の説明を行い、対象者6名中5名について取り下げと報告された。対象者に弁明の機会が与えられ、山口徹雄氏は出席し弁明を行った。

質疑応答のあと採決し、採決の結果、賛成51名、反対47名で否決された。

第3号議案
定款一部変更承認の件

水野副理事長が趣旨説明を行った。

質疑はなく、採決の結果、絶対多数の賛成を得て可決された。

第4号議案
定款変更認可申請における字句の一部修正委任承認の件

水野副理事長が書面提案にしたいと諮り、了承された。

質疑はなく、採決の結果、絶対多数の賛成を得て可決された。

第5号議案
運営規約改定承認の件

水野副理事長が趣旨説明を行った。

質疑はなく、採決の結果、絶対多数の賛成を得て可決された。

第6号議案
支部設置規約改定承認の件

水野副理事長が趣旨説明を行った。

質疑はなく、採決の結果、絶対多数の賛成を得て可決された。

第7号議案
賞罰規約改定承認の件

水野副理事長が趣旨説明を行った。

質疑はなく、採決の結果、絶対多数の賛成を得て可決された。

第8号議案
換金資金借入金増額承認の件

大野常務が趣旨説明を行った。

質疑応答のあと採決し、絶対多数の賛成を得て可決された。

第9号議案
令和7年度事業計画書承認の件

石田常務が書面提案にしたいと諮り、了承された。

総代から次の質疑・要望があった。

①デフリンピックについて「今年のデフリンピック開催に向けて、具体的な対応が決まっているのであれば教えていただきたい」②車体のブルーラインについて「支部の総会でも意見が出たのだが、車体のブルーラインを廃止もしくは任意にできないか」

それぞれについて、以下の答弁があった。

水野副理事長より①について「昨年の総代会でご意見をいただいたあと、東京都議会に協力できることがあればと話をさせていただいている。その後東京都から連絡があり、周知に協力をしてほしいということで、まずポスター(各団体用)とステッカー（事業者用）を見やすい場所に貼っていただきたいという話があった。これは強制ではないが、皆さんにご協力いただきたいと思う」、櫻井理事長より②について「検討は行っている。ただお客様が利用の際にこのブルーラインを目印にして見分けているという話もあり、お客様利便を考えるとなかなか踏み切れないところがある。また、これは東京だけでなく全国で考えるべきだと思っているので少し時間をいただきたい」

質疑応答のあと採決し、絶対多数の賛成を得て可決された。

第10号議案
令和7年度における借入金残高の最高限度承認の件

大野常務が書面提案にしたいと諮り、了承された。

質疑はなく、採決の結果、絶対多数の賛成を得て可決された。

第11号議案
1組合員に対する保証残高の最高限度承認の件

大野常務が書面提案にしたいと諮り、了承された。

質疑はなく、採決の結果、絶対多数の賛成を得て可決された。

第12号議案
令和7年度役員報酬総額及び業務補償総額の最高限度承認の件

大野常務が書面提案にしたいと諮り、了承された。

質疑はなく、採決の結果、絶対多数の賛成を得て可決された。

第13号議案
令和7年度組合員取扱手数料の最高限度承認の件

大野常務が趣旨説明を行った。

質疑はなく、採決の結果、絶対多数の賛成を得て可決された。

第14号議案
令和7年度予算書並びに経費の賦課及び徴収方法承認の件

大野常務が趣旨説明を行った。

質疑はなく、採決の結果、絶対多数の賛成を得て可決された。

◇◆◇◆◇◆◇◆

共済事務組合議案審議

引き続き、共済事務組合の議案審議が行われた。共済事務組合の総代総数120名中、出席総代98名、委任状により代理出席した総代11名、書面議決書により議決権の行使をされた総代8名、合計117名の出席で、総代会は規定通り成立した。

第1号議案
令和6年度事業報告書及び決算関係書類承認の件

大野常務が書面提案にしたいと諮り、了承された。

質疑はなく、採決の結果、絶対多数の賛成を得て可決された。

第2号議案
令和7年度事業計画書承認の件

大野常務が書面提案にしたいと諮り、了承された。

質疑はなく、採決の結果、絶対多数の賛成を得て可決された。

第3号議案
令和7年度予算書承認の件

大野常務が書面提案にしたいと諮り、了承された。

質疑はなく、採決の結果、絶対多数の賛成を得て可決された。

以上、全ての議案審議を滞りなく終え、出席者全員で万歳三唱を行い、総代会は終了した。

閉会　午後3時3分

第59回通常総代会

業界初! 新サービス「電子チケット」導入へ

「電子チケットといえば東個協!」を合言葉に

東京都個人タクシー協同組合
電子チケットＱＲコード

SAMPLE

東個協の電子チケットはこちらのＱＲを読み込んでください

「電子チケット」に関するお問い合わせは、

顧客対応は……
営業１課（03-3384-9136）

組合員対応は……
営業２課（03-6382-8721）まで

東個協電子チケットとは?

本年3月より、これまでの紙チケットに加え、スマートフォンを活用した「電子チケット」サービスが開始となりました。

紙チケットの課題（不正利用リスク、管理業務の煩雑さなど）や、社会全体のデジタル化の流れ、電子請求ニーズの高まりを背景に、お客様の利便性向上と、弊組合の業務効率化を目指して導入が開始されました。電子チケットの取り扱いは、業界初の取り組みとなり、東個協が先導し、推進しています。

導入方法はこんなに簡単です!

組合員が用意するものは「東個協電子チケット専用QRコード」（左側の見本を参照）のみ。

お客様がQRコードを読み込み、支払い手続きまでを行います。利用方法の流れはPayPayと基本的に同じです。（※チケット超過分の現金等による分別決済については、改めて各支部を通じて指導を強化していきます）

お客様側も専用アプリのインストールは不要で、パソコンやスマートフォンのWebブラウザ上で簡単に操作が可能です。会社へのアプリ申請や、ダウンロードの手間もなく、だれでもメール等にリンク先URLを貼り付けられれば利用が可能です。また、特別なIT知識がなくても、手軽にご利用いただけることも大きな特長です。

電子チケットが拓く東個協のDX 皆様の協力が成長の鍵!

現在、契約先企業のご協力のもと、実際に使用してただき、ご意見・ご感想等を伺っている段階です。今後もサービスのブラッシュアップを進め、利便性やメリットを広く知っていただけるよう努めていきます。

また組合員の皆様も、利用した際に感じた問題点や改善すべき点がありましたら、ぜひ本部営業部までお寄せください。タクシー業界では様々なことが過渡期となっているなか、本件は東個協がタクシー業界のDX（デジタルトランスフォーメーション）を牽引する重要な事業であると位置付けしており、今後の組合全体の需要拡大に直結する重要な取り組みであると考えています。

「電子チケットといえば東個協」と言われるサービスにしていくためにも、東個協の組合員一丸となって取り組んでいきましょう!

今後は全国展開へ!

既にお客様からは「東京以外の地域でも利用したい」という声が多数寄せられています。

今後は、全個連加盟団体などにもご協力をお願いし、この電子チケットサービスを積極的に全国に広げていくことで利便性の高いサービスとして波及させていく予定です。

入江武重常務理事談

電子チケットは、タクシー業界初の取り組みであり、東個協全体の需要の拡大に直結する重要な取り組みです。だからこそ全員で電子チケットサービスを行うという意識が重要なカギになります。せっかくの取り組みも、利用者が実際利用した時に「使えない」「運転手さんが分かってない」では大問題です。スタートで失敗してしまうと、勢いを削ぐばかりか今までの信用も失い、我々の事業全体が破綻しかねません。従来の紙チケットに加え、業界を牽引する電子チケットも、東個協の重要なサービス事業です。東個協の要となる両サービスに対し、組合員一人ひとりが高い責任意識を持ってご対応いただくことを強く期待しています。

「難しそう」「面倒くさそう」と考えてしまう事業者さんがいるかもしれませんが、既にやっているPayPayと同じ流れなので難しいことはありません。分からないことや不便なことがありましたら、どんどん声をいただきたいと思っています。私たちもサポートや情報発信をどんどん行い、皆さんと一緒にこの取り組みを成功させたいと思っています。

新規加入者講習会

東個協の組合員としての新たな一歩を

6月9日(月)午前10時から午後4時20分まで、個人タクシー会館会議室において、東個協新規加入者講習会が開催された。認可を既に受けた者、または認可を受ける予定の新規加入申込者65名が参加し、講習に熱心に耳を傾けた。各講師陣による講習のあと、修了証授与が行われた。

《講習プログラム》

＊三つの保険制度について
講師：損保ジャパン株式会社
ＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社

＊国民年金基金の制度について
講師：全国国民年金基金

＊事業者としての心構え
講師：東京タクシーセンター

＊東個協本部業務について
(1)総務・法務・経理関係・東個協共済事務組合について
(2)事業・営業関係について

＊小規模企業共済制度について
講師：中小企業基盤整備機構

＊交通共済と事故防止について
講師：東京都個人タクシー交通共済協同組合

＊修了証授与並びに閉会挨拶
常任代表挨拶
水野智文副理事長

皆様は長年にわたり、タクシー乗務員として業務に精励されてこられた結果、今日こうしてこの場にいらっしゃるわけですが、今後、個人タクシー事業者として仕事をしていく上で、これまでと同じで良い部分とこれまでとは違う部分がありますので、そこをしっかりと意識して今日の講習を聞いていただきたいと思います。

例えば勤務時間、出庫時と入庫時のアルコールチェックをはじめとする運行管理、これらをご自身でやっていただかなくてはいけませんし、法令に則った健康診断を受けるなど、健康管理に関しても自分でやっていただくことになります。さらに資金調達や返済計画といったお金に関することもご自身で管理をしていただかなければなりません。

しかし、すべてを一人でやらなければいけないというわけではありません。組合本部や各支部のサポートがあります。本日の講習会の中でもお話をしていきますので、しっかりと聞いていただければと思います。

次に業界全体の話を少しさせていただきます。ここにいる新規加入者の皆様は全員定年があります。現在のルールでは、皆様が個人タクシー事業者として仕事ができるのは75歳の誕生日の前日までです。この75歳定年制に対しまして、昨年までは我々業界から「定年制の廃止」や「定年の延長」といった要望を国交省に訴えてまいりました。しかし、制度自体の変更は大変ハードルが高い上に、国交省が目指している方向とは異なるということもあり、具体的な検討をしていただけないという状況にありました。そこで今年からは要望の出し方を変更して、75歳定年という制度自体を変えるのではなく、一定の要件を満たした事業者については、「75歳を超えた場合でも、特例的に事業許可の延長をしてほしい」という要望に変えました。すると、ある会議の場で行政側から「何ができるかを意見交換しながら検討していきましょう」という言葉があり、一歩前進したのかなというところです。

この事業許可の特例延長にどのような要件が付されるか、具体的にはまだ何も決まっておりませんが、輸送の安全をいかに確保するかということが焦点になってくるということは間違いありません。本組合といたしましては、健康に気をつけて事故や違反がなく営業を続けた組合員が報われるように、しっかりと根気強く行政側と対応していきたいと思っています。

最後に皆様にお願いがあります。ご承知の通り、昨年度から個人タクシー試験は法令のみとなりました。法人のドライバーさんが個人タクシー業界へ参入しやすい状況となっているということです。昨年来、受験者数も伸びていますが、さらに多くのドライバーを本組合にお迎えしたいと思っていますので、かつて所属したタクシー会社等に皆様のお知り合いの方がいましたら、お声がけをいただいて、本組合に入っていただくようご紹介をいただければと思っています。

結びになりますが、本日お集まりの皆様方のご健勝ご多幸そして事業の発展をご祈念申し上げまして、私からの挨拶といたします。本日は一日よろしくお願いいたします。

＝自然に還る＝
死は
還ることなき
波なり

東個協の仲間が5月中に2名亡くなられました。在りし日のお姿を偲びつつ、ご冥福をお祈り申し上げます。

（死亡日順に掲載）

室井　年男（品川第二）75歳
工藤　信夫（文京第二）73歳

5月のお客様ご要望カード

5月中にご乗車いただいたお客様から届いた「ご要望カード」は14通。うち、感謝8通（57％）、苦情6通（43％）でした。

掲載された「ご要望カード」一通一通に込められたお客様の感謝の言葉と苦情の内容にしっかりと目を通し、個人タクシーの将来を担う一員としての誇りと向上心を持って日々の業務に勤しみましょう。

感謝

☆【新東京S・H】私はしょっちゅう東京に行っていますが、性格が面倒くさがりで、ついついタクシーに乗っています。しかし、今回の乗車時ほど気持ちのいいドライバーさんは初めてです。靖国神社に行くと私が話をしたら、私の思想信条を大いにほめて下さり、ついつい到着までの間ずっとしゃべり続けてしまいました。マナーも接客態度も文句のつけようがありませんでした。（男性・会社役員）

☆【北二K・I】音量を下げていただくなどのご配慮ありがとうございました。あまりにもうるさいと頭に響いてつらかったので助かりました。（男性・公務員）

☆【城南ー・C】女性ドライバーの方でしたが、とても歯切れの良い運転で、素早く、とても気持ち良かったです。安全運転という名のもと、金額アップするような嫌な速度で走ったり、すぐ止まったり、降りると言ってもメーターを止めない方とかもよくいるので。また巡り合いたいと思う、サバサバとして気持ちの良い女性でした。ありがとうございました（女性）

☆【葛ーK・R】乗車してすぐ「この辺りに詳しくなくてすみません」との一言があり、そして話し方や気遣いがとても素敵でした。またご縁があったらいいなと久しぶりに思いました。ありがとうございました。（女性）

☆【荒川M・R】声もハキハキとしていて、道の確認など丁寧でした。これほど親切なサービスをされている方はめったにいないと思います。非常に気持ちよく感じました。（女性・会社員）

苦情

★元々個人タクシーが嫌い。嫌いな理由が全部入ったタクシーだった。

・車内がくさい・タメ口・返事をしない（こっちが「聞こえましたか?」と確認する）・えらそう

最悪。二度と乗りたくない。（男性）

★とても近い距離での乗車で、申し訳なく思い、最初に伝えるも無言。支払方法を下車時に伝えても無言。ありえません。だから個タクは嫌われます。（男性・会社員）

★降りる時、何も言わなくて不快。接客業たるもの、「ありがとうございました」は言うべき。個タクだから?ものすごくえらそうで、もう二度と乗りたくない。一から接客業やりなおせ。（女性・自営業）

★電子決済希望でしたが、機械の調子が悪く、しかたなく現金で支払いましたが、待っている間も、こちらが現金でと言いだす時も、運転手は、自分は全く悪いと思っていない態度で不快でした。一言あっても良いのではないでしょうか?（男性・会社員）

その功績をたたえて

＝表彰状授与＝

東個協第59回通常総代会において、各表彰に対する表彰状授与・事故防止コンテスト賞授与・要望カード優秀支部賞授与が行われた。櫻井理事長から代表者として、南多摩支部原島裕信支部長に表彰状が贈られ、その功績が称えられた。

表彰状授与

【在籍表彰】
- 50年1名
- 45年1名
- 40年24名
- 35年50名
- 30年45名
- 25年189名
- 20年164名
- 15年140名

【支部長表彰】
- 継続5年2名

【役員表彰】
- 通算15年1名
- 継続5年2名
- 通算5年1名

【無線責任者表彰】
- 継続15年1名
- 継続5年3名
- 通算5年1名

【無給付表彰】
- 40年13名
- 35年22名
- 30年28名
- 25年122名
- 20年135名
- 15年129名
- 10年141名

【職員表彰】
- 45年1名
- 35年1名
- 30年3名
- 25年2名
- 20年5名
- 15年3名
- 10年3名
- 5年7名

以上、1240名。

事故防止コンテスト賞授与

足立第一支部、板橋第一支部、大田第一支部、北支部、

代表者による表彰状授与

要望カード優秀支部賞授与

足立第一支部、足立第二支部、荒川支部、板橋第一支部、大田第一支部、葛飾第一支部、葛飾第二支部、北支部、北第二支部、渋谷支部、世田谷第一支部、世田谷第二支部、都心支部、中野支部、杉並第二支部、豊島支部、野方支部、墨田支部、新東京支部、南多摩支部（名簿順）

北第二支部、品川第二支部、杉並支部、世田谷第三支部、都心支部、練馬支部、武三支部、墨東支部、野方支部、城南支部、南多摩支部、北多摩支部（名簿順）

無料法律相談のご案内

東個協顧問弁護士による組合員、若しくは組合員のご家族からの生活法律相談を無料で受けることができます。完全予約制で相談時間は1回30分程度です。

相談日　令和7年　7月 22日(火)
8月 26日(火)
9月 25日(木)

相談場所　個人タクシー会館（中野区弥生町5−6−6）

ご予約は支部若しくは組合員より直接下記までご連絡ください。

法律相談は事前の電話予約が必要です

予約窓口　03−3384−1350（法務部）
受付時間　平日　午前9時から午後5時まで

東個協顧問弁護士
銀座新明和法律事務所　**渡辺　務**　弁護士

団体生命保険のご案内

★お手頃な保険料で大きな保障を得られます。
（100万円から1500万円まで保障区分があります）

★病気・災害による死亡を保障します。

★1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金があります。
（※将来のお支払いをお約束するものではありません。）

★医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
（必ずパンフレットの「告知に関する重要事項」をご覧ください。）

★新規加入は満65歳6ヶ月までの方が対象です。

保険内容の詳細はパンフレットをご覧いただき、保障内容・保険金額および保険料・その他の商品内容がご自身のご意向（ニーズ）に合致した内容になっているか、必ずご確認した上でお申し込みください。

パンフレット請求やお申し込みは所属支部まで
東京都個人タクシー協同組合事業部